

史料目録No. 23

遺稿

BISと日銀との  
trouble

1931年12月  
1932年7月

金融史資料	
分類記号	IAx
整理番号	22(40)
資料名	田中鉄三郎氏 所蔵資料
保管容器	2107

研30009

通貨、金融史料	
分類	IBaヒ
整理番号	24/40
受入番号	3223
名称	田中鉄三郎氏 所蔵史料
備考	

73147

田中鉄三郎氏関係資料

旧番号  
い24(40)



二枚は滞用するの上用の中を返す(預りま)

BIS と 日 報 と の trouble,

臺灣の 解決の  
現地事情

1931年 12月 5日

1932年 4月 22日



1929年10月20日

BISと日報とのtrouble

1929年10月20日  
1930年11月11日  
1931年4月13日

# BISと日報とのtrouble.

(BISの財政的状況が上に出た)

(参考)

- 1929(昭和四年)7/2 田中内閣の辞職  
及 政党内閣の成立(井上内閣)
  - 1930(五年)11/11 金融整理法施行  
11/14 海軍整理法施行(幣原内閣)
  - 1931(六年)4/13 海軍整理法施行(幣原内閣)  
4/14 同上
  - " " 12/11 岩倉内閣の辞職
  - " " 12/13 大隈内閣の成立
  - " " 金融整理法施行の大蔵省の布告
  - " " 12/17 金融整理法施行の大蔵省の布告
- (1931.1934年間に発行された469,500,000円  
の正六年度の債権と発行)

BIS... 日本が金融整理法を施行し、日本銀行の準備金を減少させたことにより、BISの資金の引揚げをせよとの方針を打ち出した。  
日報はこれに反対し、引揚げ方を打撃した。

日報... この電文中不備な点ありて訂正をBISに送る。

BIS... 日報の撤回を認め、訂正電報を日報に送る。

日報... この電報を受け取り、更にBISに反対し、日本銀行のBIS資金の運用に干渉し、準備金を減少させたい旨を述べ、故にこの電報は日報を撤回し、準備金を減少させたい旨を述べ、訂正電報をBISに送る。

BIS... 日報の撤回を認め、訂正電報を日報に送る。

この電報の電報が往還停止の間に日本が金融整理法を施行し、準備金を減少させたことにより、BISの資金の引揚げをせよとの方針を打ち出した。  
BIS... 準備金を減少させたい旨を述べ、訂正電報を日報に送る。



田中「この二つにつき そのいさぎよさを全知せよとす。  
如きとあれば、本件、全知披露を要す」  
BIS 対日証券を子に売却をとい  
（たうしかたの）

1932- 一月七日 在瑞西のBasel) BIS 銀行  
① 一月十一日 午前十時の BIS 銀行  
この時迄の 有力国に全知を停止あり、  
日本に全知を停止せし。  
これに對して 報告あり。  
本件、未だ 全知を二内閣に提出せし。  
その全知、全知中とす。

田中「此を子に 口説きの旨に かついさぎよさを  
とせしめし。  
この時迄、BIS とは 有力国の 売却を 停止  
解決する 程に ありしと思ふ。

\* 二月七日 全知前 France 田中の新聞社にて (傍書)

二月七日、中央銀行の 銀行の Basel 22.  
BIS 対日証券を子に。

France 田中。日本への投資の 殆どは、  
少額とあり。  
全知後の 此を 日報に 披露せしが、  
その 交渉中、1932  
年 全知あり。 義務に 許可を 求めたり。  
不許可と 判明し、之を 強行せし。  
大抵 為替 あり。 全知の loan cover あり。  
但し、BIS 抗利、管理し あり。  
friendly arbitrate ありしと思ふ。

田中 記あり。—  
BIS の 解散に、日本に 交渉 ありしと云ふ。  
日本に 於て、BIS の 「Barmark 未了は」  
担当に 送金せよ」 との 電報、十二月二十八日 には 新  
大蔵大臣の 許可を 要す こととあり。  
それ以前、instruction は rediscount Barmark  
共に、 強行 契約 ありし 未了、 交渉 不可 ありし こと  
ありし故 execute ありしあり。







田中 — 然らば双方見解の相違あり。故に之を  
解決するに於て Arbitrate に限るを一般所  
の爲更に世人に考慮するに必要にして、何等  
Resolution 並に如何、其の Wiser 2  
ありむ。

Fraser — 然ら。同然然、廣く意味にするに可なり。

田中 — 此の Gold off の新法、如何にせしむ

Fraser — 瑞典、ノルウェー、Norway 等、  
其の日本銀行に本件解決せしむ、日本銀行の  
配分を其の控へしむの法あり。

田中 — それは筋違ひなり。日本銀行、株主あり。  
株主あり、他あり、日本銀行に討する手段の  
ために他銀行を抑ゆ可なり。

Fraser — 然ら。その通りなり。余は之が可なり。  
其の日本銀行の BIS に預け居る 100,000  
は英蘭銀行が金基礎として、日本銀行に  
日本銀行に、各保し置かむの法あり。

田中 — 余の条件を引用し、「日本の資金の  
交換的に New 金に共出し」といふ文句の  
不審あり。

(考考) 其の田中、時々の日本の資金は  
引取りを揚げて、日本銀行に運用せしむと要望  
し、BIS が前掲したるものなり。何れ交換的  
に田中の New 金を共出しの法あり。

Fraser — 之の新法は如何にせしむ。



17日 (=1770) <sup>田中の報告 Hotel Drei Könige</sup> Addis 乗務員 (=Normanの妻の旅行に  
忠告に来た)

Addis - 何故に日銀が rediscount せよ (不可解  
な)。日銀が 2 年ほどは 西金銀を 2 万 5 千  
上いではないか。 橋本)

田中 - BIS の instruction が 日銀に 来れ。日銀は  
instruction を 変て 西金に 付 (2) する  
訳ではない。

Addis - Bill は 西金銀が keep せよ。故に之を 西金銀  
に せし 経 理 の 計 画 を 可 能 に "いい" せよ。

田中 - それ 出来ぬ。自行に 出来ぬ 直 5 に 29 号 日  
BIS に 送 せ ば。 実 際 上 日 銀 は arrange  
を せ ぬ。 西 金 銀 以 外 に 對 し 割 引 せ ぬ。

Addis - 17 日 田 中 の 手 折 巨 額 用 可。

田中 - これは fund transfer する 時 日 銀 に 0 銀 を 送  
~~ら~~ せ ぬ 故 に 日 銀 に 送 せ ぬ こと だ。  
instruction を 變 じ ぬ 日 銀 に 送 る necessary  
step は 必 ず 之 意 味 存 在。  
何 故 instruction は 日 銀 に strict 2 万 5 千  
に せ ぬ。

Addis - private arbitration 如何

田中 - 何 等 の 意 見 を 云 っ て 可 可。 日 銀 七 日 も no idea  
と 思 っ た。 今 日 亦 初 耳 存 在。 意 義 存 在 に 日 銀。  
取 扱 せ ぬ こと だ 思 っ てる。

Addis 附 信 に 向 け。 英 商 銀行 存 在 は 文 句 が 付 不 備 意 味 が 付 然 而 計 算 書 の 文 書 は  
あ っ 直 通。 日 銀 中央 銀行 向 け 信 息 交 換 友 情 存 在。 日 銀 の 意 見 日 銀 の ため に 實 に 送 せ ぬ 可 可。

二月八日 BIS 全体 会 議 日 銀 支 付 銀 行 終 末 の 諸 事 について 報告  
議論 に 進 せ ぬ。

三月十三日 中央 銀行 全体 会 議 } BIS 支 付 銀 行 終 末 の 諸 事 について 報告  
〃 十四日 BIS 全体 会 議 }



1932. 五月八日. 田中 報告. Fraser と交渉す.  
(午後四時の日米経済交渉会) 田中 BIS 委員会.  
(田中. Fraser の 1932年5月15日 日米交渉)

田中 — 日米の交渉に内なる Agenda として BIS の協定案  
の draft resolution が必要なる。

Fraser — 経済上或る意味。全米の BIS 委員者にて  
日米の回答の不満を述べ、其の日米の主張の  
強し。全米の BIS にも一部の手段の mistake  
はありければ BIS の主張に適当なる点もある。  
故に争議之を tribunal の手の上にする以外。  
余個人に friendly arbitration を望むれば  
この際正式に判決の決定の権限を委員会  
より取り戻す。之れ重大なる step なるを  
以てす。  
是の BIS の日米に對し (その回答の不満を述べた) 以て  
arbitration にかかると申し送りす。

田中 — BIS 委員者として既に二月の決議に於て意味  
の権限を授けられたる (一般的に、仲裁の決定  
arbitration 204 の権限) として、この際特に  
仲裁を授けらるゝ不便にありませぬ、不便にありませぬ  
故に意味の権限が適当にありませぬ。

Fraser は 田中の意見に肯せず。且 Fraser 曰。  
日米の交渉に「田中が日米の金持保証せしむる  
を公示にせしむる」とある (surprise)。  
(是れ日米交渉の BIS の手続に、日米の金持保  
証せしむる方針ありし、田中が BIS に傳へり  
も、其の趣意を申し送り、亦、日米にその方針と云ふか  
田中の 日米交渉の 方針を BIS に直ちに通告せし  
とい申し送り居る。況んや此は研究問題に於て、何れに先走つて  
公示にせしむるは、private にせしむるは BIS にも (言明する必  
要なし) ありませぬ。

田中 — 金持保証の問題 - 十月十一月 英米経済の協議に於て  
又、景況の形に於ける問題 - その結果に於て提出され  
るべき十委員会の研究に要す、十一月に更に



之を延期し、先月一月にしては、大委員会、何等結語に  
達せしむ。余、大委員会、結語の文字のを得た居るも  
のなり。然も尚他も既成の回答をせしむるに  
あらずや。

Fraser - 云ふも、併も No と云ふ。

田中 - 併も既成関係のなかの如く、既成にあり、  
その他にも既成を了すも勿し也。  
是、大委員会、draft resolution に反対なり。

同日(五中八) 中央銀行総裁協議会(総四四四) 前田中は  
McGowan 氏に面会す。

McGowan - 日銀上の年終報告を BIS 委員とに  
之を債権会に提出し、債権会が責任をとり之を求む  
るも、之に、そのため、其の resolution を draft せし。

田中 - 之れは二月の決議に充たさず。

McGowan - BIS 委員として、株主に對する責任上、速かに  
之を解決せしむるに、且 step 重大なるを以て  
二の step による之を債権会に於て責任をわけて  
欲なり。

更に同日 中央銀行総裁協議会 他、Hülse と面会す。  
(General manager 決定的)

Hülse - BIS は日銀からの手紙を了却せしむ  
者、是れ出来ぬ。是れは、BIS 経営者として  
之を助成す、其の moral の責任あり、日銀の行爲と  
に不充たぬとの感(を有す)。  
決議に Arbitration と云ふ(定款 25) BIS と開  
係中央銀行との間の會議を法 25 の規定によるもの  
なり。  
相互契約による材料を云ふ。何かしるべき。

田中 - 自ら是の年終の copy をもらひ、何事、その上の  
information 無し。







五月八日 電報有様及臨時の draft resolution 中の BIS 會  
會の決議に於て。

1932. - 五月九日 倫敦上。 BIS 會の

右の會議の大意は日本田中借款未納の責任、その討議  
一時目には及び。

McGarrah  
議長 — 本件2つを報告す。曰く  
BISの申し送り書初に對し 日報が5の回答に接したが  
日報の言方要求を告げず、BISは改良に損害を  
蒙るが、BISの要求を以て3の根據に強固に strong  
的。  
2の答に對してはセング案に對し Arbitration に附し  
以て本件を解決し得るに於て、その責任を議長に一任  
せしめんことを望む。

又田中は前年米の如くその責任を問はず、その不負責  
任を力説せり。  
(この時、議長、海軍、外務省が、報告、既に BIS 當局に對し  
主張せり、反對意見はなしと云ふに二にのみあり。

次で  
Norman — 本件2つを Fraser に對して理由を有するを以てか  
何れ點の如き事件の余が二の會議に到しては其は(此  
のこを)。 BIS がその member bank との間に  
争議を起し、此の事は serious 的。 慎重なる  
考慮を要す。 全 本件の内滿を解決を望み  
friendly に終結せんとを希望する。  
勿論、Management が採るべき手段を抑制せんとする  
にあり。 又本件解決を強むるの外、要ありと云ふ  
この draft resolution は その文句穩やかを以てするが、  
不利に對するは may be compulsory、然れども  
この step をとるとは 危険に於て 甚大なる 條件を有する  
ものなるに於て、不利を請求するに於て、その form を  
friendly をしめしむ可し。  
BIS は その創立に於て 日報を invite し、日報は 此に  
参加して 創立者の一員たる。 故に form を以て穩  
やかを以てするに於て 相互の關係よりして 穩當にあり。



Trip (知有稿本) 必要ならば「日銀を有利に invite することとせん。田中は二の董役会の一員として尚ほ意味の決議に同意することを通告とせしむるなり」(注. 按. 前 BIS 對日債内敷に限ることを Arbitration の処置とする) 得ること一般的事項として抽象的に定めるべきなりと主張) もれも考慮すべきことである。余ら必ずしも step を有利に限定せず、引続き negotiate することとしたるは「よきにあるもや」。

得長一 Norman に提議を復す。  
 三二〇 Addis が Norman に代つて提議す。  
 その要旨は次の如し。  
 Resolved that the president be requested to invite the Bank of Japan to submit to arbitration the difference which has arisen between the Bank of Japan and the BIS.

次で Vogue (仏) 發言——三月二日の決議によつて BIS の當る者、本件の解決に必要な step をとりしむることを通告に委任せしめて居る。然れども若し新しい決議を乞ふにすれば二月の決議を取消すことなり。之を confirm すべきなり。

田中一頁「二月の決議によつて BIS 當る者、本件解決に必要な step をとりしむるべし。然し不足なることをし、権限は broad sense に於て與へられて居るにあり。二月の決議は凡ての必要な権限を cover せり。況んや決議を狭き範囲に限定せしむる方が事件の解決を折衝する上に於て便宜に且 wiser なり」と存せり。

Fraser (英) 發言——本件は既に五月を経過尚解決を見ず。二の上何日迄も未解決のまゝ遷延することを見せしむるなり。Addis の提議に對しては「BIS の法庫上の積利を reserve せしむる」との条件にて日銀を invite することを賛成せん。

田中一頁。「余の意は何等 BIS の行動を抑制し、局限し束縛せんとするにあらずして広き自由に折衝せしめて解決に當らしめんとすの意思なり」と存す。

次で Addis より更に修正せられたる決議案を提出す。



それによれば  
「二月の決議を confirm し且 BIS の権限上の権利を  
為保に 日銀を arbitration に invite する」と  
といふ意味に緩和せられた。

蓋し Addison 代に提出した二の Norman の手続は前記  
Niepmann と 投票の結果、投票の投票者 Niepmann  
より Norman に suggest したものと異なる。

Vogel の議案 会議前、投票より 備前西銀行 係才 Moret  
に 手続を指示し、投票の議に 登壇を 設置した結果を  
りて 見らる。

- 採決せしむる 投票が 反対せしむ、他国の 全員一致して  
可決。  
投票の 二の時 投票の oppose の 呼ぶ聲に 示して 明白に 高く  
反対の手を あげられたので あつた。

前記の 会議の 翌日 (五月十日) BIS 投票者と 全見せ。

Quesnay (general manager) 曰く、

1. 日銀の 理由も 認めざるに あらずと、何故に earmark  
出来ずとも 不可解。  
(投票曰く、予案の agreement を 受ければ 日銀は 二れ  
を 拒絶するものにして、寧ろ Java 銀行より 日銀の  
要求ありしと 同様 拒絶せし (例あり) と 記述  
せりと。)
2. 先ず compromise すべき 点を せや 仲才者を 頼みて  
は 如何と 申し送るべし。例せば Norman の 如き人と  
依頼して 可なり。  
(各社の 意見と 投票者 悉せり)
3. その上で 拒絶せしむれば その時、arbitration に 出で 可なり。
4. 蓋し 日銀に 対し 敵意あるに あり又 BIS には 該金額  
の 損失で 立す 行かなく なるに ありしれども、先例と  
なるもの なる故 慎重に 考慮した 可なり。他行と  
の 間に 問題 起りたる 場合に 用意するの 要あり。故に  
厳格に 解決に 置きたい。



Fraser (存款取) 曰く。 —

1. 先ず「友情的仲介 (日報の款すとは二方によつておろし) を頼み三人二と日報に申送らん。 日報は毎日の意思なり也。
2. 日報がこれを肯せし時は才利に上り外なし。
3. 余は十一日の上り帰国し三週向半周に滞在の上七月に帰任す。
4. 愈々表沙汰に才利にかけるとなれば「新南経管に此が表はれ 双方の石物に直りかす可」と。

六月十二日 中央銀行 経済研究会。

六月十三日 BIS 委員会

以上二日とも BIS 銀行内閣一何事進捗せしむるを以て討議せり。

2) 當時 扱育が思ひにとは —

本件の発端を初 BIS と日報との電報往復の際 且「その語を 係託代託店 望智段に對し 日報本局より何等連絡なし。 扱育の かく二ヒの発端を 暫く 知らざりし。 却て BIS の方から かく事件が起つた といふ事を 教へられたる 程に 次第あり。

思ひに 係託代託店 望智段は BIS の創立会議以来 引続き BIS と密接なる 連繫を 保ち、 BIS の 老局長 及び 各 望智段とも 親しく 保ち 友好關係を 強化す べきが 出来、 扱育の 主張も 受け入れられ、 寧ろ 他國よりも BIS に 對して 親切なる 取扱ひを受け 各 望智段 であつた。

(例へば「昔ながら 日報を 株主 といふ 創立者 といふ 特別の規定を 設けた。 又一創立者 株主 組合を 引揚げて 日本に 置いて くれた。 Manager に 日本人を 任命し かつ、 その他色々 あり)。

かく 這般の 事情を 密接に 知つて居り、 親密に 接觸し 係託代託店 望智段と 日報本局が、 よく 連絡し たい といふのは 不可解の ことである。 日報が BIS に 手紙を 出すに 當つても 本局の 報断で 直接に BIS に 發送し、 係託代託店 望智段に



る前に开会せよとをしい。 Baselの案圖を知らざれば、  
既に理屈を抽出し BIS 及 関係者の感情を悪化  
せしめた傾向がある。 兎もやうが 实际的でなく、大層のどをい。

係代地者並者故は いかに 金庫のやうなことを 後から 無理にと  
之を 弄獲 したといふ 立場を 保持 せよが、一面は 環境の 日銀に  
對する 感情の 尖鋭化を 防止 する ことに 努めたので あり。

此しから 翻つて 承て 見ると。 BIS に 手控 された 欠陥が あり 且に 日銀の  
態度が 拒絶が、如き ことも 技巧的で、右 情の 多く、金 輸出 面  
禁止、兌換 停止 まで 時日 を 引き 延ばす こと の 印象を BIS 関係者 に  
全面的に 與へ、日銀は ずいぶん 強力的で ないといふ 感じを 與へ たい こと  
とは、日本の 國際的地位の 確立 上 甚だ 不利な こと である。

これを 國際 裁判 所 へ 出す こと なら、款項 には 自らの 上 送つて 金 日銀の  
國際的地位は 顕著 する。 然る 爲 習慣 により して 是れ 以上 大に  
認め ない。 日銀 乃至 時々の 信用 と 立場 の 手 入れ 物 物 数 である。  
何か 早く 解決 せぬ ば 益 得 難 は 了 した なる。

是れ 政府 の 腹 詰 である。 爲 習慣 を BIS、日銀 両方 が 折 衷 妥協 と  
いふ こと で 妥協 しよう。 かに 裁判 所 へ 出す こと には せざる。 且は  
日銀 及 BIS の めん 面 を 立て、向後 の 關係 の 円満 を 計 する。  
若し 之の 解決 法 を 開 示 して 日銀 が 南 方 諸 國 には 自 己 責任 と  
する といふ こと に 決 した こと である。

(参考) December 12, 1931 - Yen assets  
¥ 3,291,000 -  
at 8 25 <sup>3</sup>/<sub>8</sub>  
loss approximately 2,470,000 Swiss Franc







七月十日 午後四時の中央銀行理事會。

BIS 協定の問題、全委員出席。今日の討論は以上の三項目に所定を要する。

七月十一日 午前十時 BIS 重級會。

田中氏の始末。損失相互事務取扱のつぎ質問も早く、全委員一致可決。かくて数ヶ月の不愉快な空気が一掃された。

議長 McFarrah 氏。— Agenda 所載の④の step をとることは必要。この解決を喜ぶ方を述べ、且日本側全段の斡旋の答を謝す。

田中 發言 —

I read the communication of BIS to Tokyo that the BIS is sympathy with the wish of the Bank of Japan to settle the question by mutual conciliation without the intervention of third party or recourse to law.

I appreciate very much the steps taken by the President as the final settlement of the matter, because in consequence of such an action, I believe, the question can be settled by friendly arrangement between the two institutions.

全委員の裡に謝意。



17th - 18th - 19th - 20th - 21st - 22nd - 23rd - 24th - 25th - 26th - 27th - 28th - 29th - 30th - 31st

1st - 2nd - 3rd - 4th - 5th - 6th - 7th - 8th - 9th - 10th - 11th - 12th - 13th - 14th - 15th - 16th - 17th - 18th - 19th - 20th - 21st - 22nd - 23rd - 24th - 25th - 26th - 27th - 28th - 29th - 30th - 31st

1st - 2nd - 3rd - 4th - 5th - 6th - 7th - 8th - 9th - 10th - 11th - 12th - 13th - 14th - 15th - 16th - 17th - 18th - 19th - 20th - 21st - 22nd - 23rd - 24th - 25th - 26th - 27th - 28th - 29th - 30th - 31st

1st - 2nd - 3rd - 4th - 5th - 6th - 7th - 8th - 9th - 10th - 11th - 12th - 13th - 14th - 15th - 16th - 17th - 18th - 19th - 20th - 21st - 22nd - 23rd - 24th - 25th - 26th - 27th - 28th - 29th - 30th - 31st







